

論 説

言語問題と憲法裁判：ソ連解体後の 「デモス」と「エトノス」の弁証法

渋谷 謙次郎

- 1 ソ連解体と「ネーション」の再定位
- 2 「エトノス」の逆襲—「デモス」の中の「エトノス」支配
- 3 新国民国家建設における「エトノス」と「デモス」
- 4 エストニアにおける言語と憲法裁判
- 5 ロシアにおける言語と憲法裁判
- 6 まとめにかえて

1 ソ連解体と「ネーション」の再定位

旧ソ連は「ペレストロイカ」時代に全土で民族対立にみまわれた。そしてソ連解体後、民族対立は、一部の地域で内戦や武力衝突に至った。武力衝突に至らない場合や停戦になった状況では、むしろ各々の言語の法的地位や少数派の自治の問題が焦点となる。ソ連解体後の民族問題は、規範的には国際人権を考慮しつつ、独立諸国の表明した立憲主義や人権、法の支配の下での調整を求められた。国民国家の「相対化」の時代などと言われるポスト冷戦時代にあつて、旧ソ連諸国ではいかに国民国家を建設するかという切実な課題が一方であり、他方では民族的・言語的亀裂が「ネーション」の形成を難しくしており、逆説的ながら、そこでは国民国家の相対性が顕わになった⁽¹⁾。

(1) 民族的・言語的亀裂が「ネーション」の形成を難しくしたといっても、ここで「ネーション」イコール民族的・言語的共同体ということを言いたいのではない。むしろ民族的・言語的違いによる反目や世論の対立が政治共同体として

憲法学の樋口陽一は、ネーション・国民の人為性を自覚する立場から——すなわち「デモス」としての人民・国民——そのモデルとして、第一に「国民の一体性を、それが自然のものではないということを自覚しながら協調し、公的な空間にエトノスを持ちこまない、という統合型」モデル、第二に「意識的に、複数のエトノス単位の共存による文化の多様性を追求し、場合によっては、それらにくわえて、そのような諸単位を政治の領域でも積極的に位置付ける、という多元・共存型」モデルを明らかにしている⁽²⁾。「統合型」の国民のモデルは、樋口自身が頻繁に言及するフランスの共和主義の理念にみられるであろうし、ハーバーマスのいう「憲法中心の愛国心」に支えられた、(文化などの倫理的統合とは区別される)政治統合という理念⁽³⁾にみられるだろう。「多元・共存型」のネーションのモデルは、ヨーロッパではベルギー・スイス・スペインなどの連邦制による複数言語主義的な国民統合の様式にみられる。

また樋口は旧「東」の諸国の体制変動を念頭において、「言語ナショナリズム、さらには、アルファベット・ナショナリズムが、実定憲法に一定の反映を見せている」傾向を指摘し、「国家以前に存在する所与と考えられた言語や文字への憲法の言及は、それが単数形の言語・文字である場合には、エトノスの排他性を憲法上公認することになる危険性がある」とする⁽⁴⁾。確かにこの問題は、旧ソ連諸国でも深刻かつ論争的な問題である⁽⁵⁾。

の「ネーション」を不安定にしていると言ったほうがよいかもしれない。このことは旧ソ連以外でもベルギーやカナダ、スペインなどでみられてきたことである。

- (2) 樋口陽一『憲法と国家——同時代を問う——』岩波新書、1999年、98-99頁。もっとも、ここで樋口は「統合型のデモス＝国民国家と多元・共存型のデモス＝国民国家という用語がひとり歩きしないための注意が必要だろう」と付け加えている。
- (3) ハーバーマスのこの見解については、例えばチャールズ・テイラー、ユルゲン・ハーバーマス／他『マルチカルチュラリズム』佐々木毅／他訳、岩波書店、1996年、所収のハーバーマスの論考等を参照のこと。
- (4) 前掲、樋口(1999年)、94-95頁。

もつとも、そこで新たな疑問も生じてくる。「エスノ」ナショナリズムの現象が旧「東」の諸国で生じてきたとするならば、その背景は何か。また「デモス」が人為的なものかどうかはわかるが、「エトノス」は参与で自然的なものなのか。言語と「エトノス」、「デモス」の関係はいかなるものなのか、などである。

2 「エトノス」の逆襲——「デモス」の中の「エトノス」支配——

「デモス」と「エトノス」の二分法に対応する類型は、かねてからあり、例えば、マイネッケが「国家国民」*Staatsnationen*と「文化国民」*Kulturnationen* という概念で言い表していた⁽⁶⁾。さらに遡ればアクトンによる「政治的国民」と「人種」の区分、フランス革命時代のシェイエスによるネーションの政治的把握と、ドイツ・ロマン派のヘルダーによる文化的把握といった違いなどにも対応する。

もつとも、西欧のナショナリズムが“本質的”に「デモス」的で、中・東欧やロシアのそれが“本質的”に「エトノス」的であるわけではない。しかし、ハンス＝コーンのような古典的なナショナリズム研究⁽⁷⁾の影響も

(5) 「アルファベット・ナショナリズム」というのは、旧ソ連諸国では、例えばスターリン時代にキリル文字化された非スラブ系諸民族の言語が、ペレストロイカ時代以降、ラテン文字表記や場合によってアラビア文字表記などに戻される動向にみられる。ただし、それはすぐさま成功しているわけではなく、一つの言語に複数の文字表記が並存しているケースもある。ラテン文字化やアラビア文字化それ自体は「ナショナル」とは言えないが、かつてのキリル文字化にみられたような「大ロシア」的ヘゲモニーに対してナショナルな反発が、そこではみられると言える。旧ソ連以外ではモンゴルでキリル文字表記からモンゴル文字表記への転換が試みられたこともあったが、実際には多くの国民がキリル文字の方に慣れているため再びキリル文字表記が優勢になった。他にはボスニアのセルビア人共和国でキリル文字表記のみを公式表記としたためラテン文字を用いる少数派の人権問題になった。

(6) フリードリッヒ＝マイネッケ『世界市民主義と国民国家Ⅰ——ドイツ国民国家発生の研究——』矢田俊隆訳、岩波書店、1968年、5頁。

あって、西欧と対置して「エスノ」ナショナリズムに「ドイツ」的さらには「東欧」的性質をかぎとる区分が素朴に信じられてきた。この素朴な区分の背景にあるのは、「エスノ」ナショナリズム（「エトノス」としてのネーション）は病的・排他的である代わりに、「シヴィック」ナショナリズム（「デモス」としてのネーション）は健全でよいという見地である。そうした見地は、「エスノ」ナショナリズムによる紛争がまさに「シヴィック」ナショナリズムのネガフィルムであることを見えなくさせてしまう。

例えば、マイケル＝イグナティエフはユーゴスラヴィア紛争に関して次のように言っている。

今度の紛争や先の内戦を、バルカン特有の残忍さと見るのは誤りだろう。隣人を敵に変えた妄想のことごとくは、もとはといえば西欧から入り込んできたものだ。（中略）バルカンの悲劇は、よきヨーロッパ人になりたいという悲しいまでの憧れに由来するものでもある。それはすなわち、西欧における流血のイデオロギー——国民国家のイデオロギー——を導入することだった。これは致命傷となる。バルカンにおける国民国家の実現は、民族的純一の強暴な夢のもと、民族混生の伝統的村社会を壊すことによつてのみ可能なものであったから⁽⁷⁾。

現在、「デモス」の側に身を置いて、「エトノス」支配を「東」や「バルカン」という「他者」に投影する姿勢は、もはや自明視されてはならない。むしろ、そうした区分自体を可能にしてきた歴史的背景および、「デモス」に含まれる「エトノス」支配の構造をみる必要があるだろう。

「デモス」や「エトノス」といった二分法は、19世紀の世界システムお

(7) Hans Kohn, *The Idea of Nationalism: a Study in Its Origin and Background*, Macmillan, 1967.

(8) マイケル・イグナティエフ『民族はなぜ殺し合うのか——新ナショナリズム6つの旅』幸田敦子訳、河出書房新社、1996年。

いて国民国家を早期に形成した中心（西欧）と半周辺（東欧・ロシア）の帝國的多元性との関係性において、あるいは西欧社会内部におけるヘゲモニーを握った階級と周辺の農民の文化や言語との関係性において立ち現れた。周辺の文化、言語は、それが支配的文化に吸収されていくべき土着で後進的なものとみなされる意味で「エスニック」化されていったと言える。それは、例えばエンゲルスが「国民」*nation*と区別する意味で「民族」*nationality*と呼んだ諸集団、あるいは「歴史的大民族」と区別して「諸民族の残片」と呼んだ諸集団に対応している⁽⁹⁾。エンゲルスは、「民族」あるいは「諸民族の残片」——すなわち「エトノス」の原理——が「国民」や「歴史的大民族」——すなわち「デモス」の原理——に吸収されることを望んでいたのだが、しかし前者は東欧からロシアにかけて「自決」の主体、「国民」的存在となるべく政治的主体としても歴史の舞台に踊り出た⁽¹⁰⁾。

そうした意味においては、「エトノス」のイデオロギーが、19世紀以来の東欧やロシアにおける民族自決運動の歴史ゆえに、かの地において反復されるということにも、一定の歴史的根拠がある（ただし西欧においてもバスクやアイルランドの自決運動があり続けてきた）。また、ソ連やユーゴスラヴィアのような多民族社会主義国家が、人為的な政治共同体としての「デモス」性のある意味で最高度に体现させた「ソビエト人民」、「ユーゴ

(9) エンゲルス「労働者階級はポーランドになにをすべきか」、『マルクス・エンゲルス全集』第16巻、大月書店、1966年。エンゲルスは東欧の中小の民族を周辺の大民族（ドイツ人、ポーランド人、マジャール人）に吸収されていくべきものとみなした。同時に、西欧のスコットランド人やアイルランド人、ブルトン人、バスク人などを同様にみなしていた。同時期に、J.S. ミルも、特に西欧の少数民族に関して同様な見地をもっていた。これらのことについては、拙稿、「言語権の系譜——ナショナリズムの東欧・ロシアの波及の中で——」、『比較法学』第32巻第2号、早稲田大学比較法研究所、を参照。

(10) 例えばウクライナなどは（帝政ロシアでは「小ロシア」と呼ばれていた）、当時、エンゲルスの視点からみればポーランド「国民」に吸収される「諸民族の残片」とみなされていたであろう。しかしロシア革命と前後して、少なくともウクライナは政治的自決の主体となり、ソ連でも独立の共和国を形成した。

スラヴィア人民」概念を強調する一方で、実は個々の「エトノス」意識を制度的に強化していたという背景も重要である。

例えばソ連では、ネーションやナシオンというラテン語起源の言葉にあたるロシア語の「ナーツィヤ」という概念が、実質的には、母語を中心にしたアイデンティティの違いによる個々の「エトノス」を意味していた。ソ連市民の国内旅券（身分証明書）の項目にあった「ナツィオナーリノスチ」*национальность*, *nationality* というのは「国籍」ではなく、タタール人やウクライナ人、エストニア人といった個人の「民族」の帰属申請によっていた。またソ連では10～20年ごとに民族の帰属や母語の国勢調査が行なわれていた。ソ連市民は、「ソビエト人民」としての自覚のみならず、権力によって常に「あなたの民族の帰属は、母語は？」と問いかけられていたことになる。自分の祖先の元来の土地を離れて（離されて）シベリアに住んでいるエストニア人、カザフスタンに住んでいるドイツ人や朝鮮人がいるように、領土を離れて、なおかつ仮に母語を喪失していたとしても、ソ連におけるシティズンシップと民族との区別ゆえに、民族のアイデンティティは、制度の補完もあって、社会主義政権の下で常に物象化されていたのである。

そうした背景もあって、ソ連という枠が動揺していくに及んで、新たな国民国家建設をめぐる複数のエトノス＝民族同士の権利の闘争が繰り広げられたということは、あながち偶然とは言えない。むしろそこでは、樋口が言うように「エトノスとしてのひとつの『国民』をまるごと『国民国家』に編成しようとする企ては、現実上だけではなく、論理上も成り立たない」⁽¹¹⁾。旧ソ連から独立した諸国家も、立憲主義や人権、民主的法治国家を掲げた以上、特定の「エトノス」をまるごと国民国家建設に編成することは、仮に急進的な民族主義者がそう望んでも、実際には不可能である。

(11) 前掲、樋口（1999年）、98頁。

むしろ独立諸国では、ある程度少数派に配慮した母語の権利、言語権というものが、新憲法の人権や市民権規定の中で重要な位置をしめている。つまり人権・市民権の体系の中に、法の下の平等一般のみならず何らかの「エトノス」の差異の考慮が伏在している。むしろ、そのことが、すぐさまマイノリティの集団的権利の認知や「多元・共存型」のようなことを意味するものではない。反対に独立諸国家は、様々な手段を用いて「デモス」の中で支配的「エトノス」の優位性を行き渡らせようとして、そのことを国民国家建設の要であるとみなしている⁽¹²⁾。そうした側面はかつて西欧国民国家が辿ってきた道を逆照するものである。

まず「統合型のデモス」としての国民、あるいは「憲法中心の愛国心」は、公的領域に「エトノス」を持ち込まないのではなく、むしろ、少数派の「エトノス」を公的に認知せずに支配的「エトノス」を浸透させることに主眼があると思われる。その含意は、少数派も、公的領域あるいは「公共圏」において支配的「エトノス」に平等に統合され得るということである。言いかえれば、そこでの「デモス」性は特定の人種・民族の隔離を許容しないが、文化的に中立なのではなく、支配的な言語ナショナリズムをむしろ許容する。フランスなどは、それを長い年月をかけて行なってきた。樋口も、「共和国の言語」とフランス憲法で規定されたフランス語に関して、「普通ならばエトノスとしてのnationの主要な構成要素として問題となる言語が、ここでは、『フランス人民』というデモス性を示す指標としてあげられていることになる」としている⁽¹³⁾。間接的ながら樋口は

(12) 例えばカザフスタンのように、カザフ人とロシア人の比率が拮抗していたような国においても、複数言語主義を基調としつつ、「国家語」であるカザフ語を、「カザフ民族」（エトノス）のみならず「カザフ人民」（デモス）全体に行き渡らせようとする言語法が新たに採択された。カザフ言語法の第4条は次のようにいう；「カザフスタン人民の統合の最重要のファクターである国家語（カザフ語）の取得は、カザフスタン共和国市民の義務である」（「カザフスタンスカヤ・ブラウド」7月12日号）

(13) 前掲、樋口（1999年）、75-76頁。

「デモス」と言語ナショナリズムとの結びつきを伝えている。

フランスにみられたような「デモス」としての人民や国民の形成は、少数派の言語や方言を不断に矯正し、それらに烙印を与え続けていくため、歴史的にブルジョア階級の文化的・言語的身振りを範例とする優越的な「フィクティヴな（虚構的な）エスニシティ」⁽¹⁴⁾を作り出し、「デモス」の作為性や偶然性を想像的に補完していった（その場合、支配的言語を身に付けることは、ピエール・ブルデューのいう社会的上昇の基盤となる「文化資本」として機能した）⁽¹⁵⁾。そのような「フィクティヴなエスニシティ」は、単に少数派に対して排他的なのではなくて、むしろある意味で「開かれている」ところに特徴がある⁽¹⁶⁾。

「デモス」という近代的構成物は、一方でヘゲモニックな「エトノス」の主体性の補完を必要とするのであり、他方でそれに同化されきれない少数派集団を従属的な「エトノス」にしていく機能を持ち合わせている。そうした関係性ゆえに、少数派の「エトノス」性は、烙印として自己否定的に作用することもあるが、自尊の拠り所ともなり、かくして「エスニック・マイノリティの権利」問題が生じる⁽¹⁷⁾。「エスニック・マイノリティの権利」は、「エトノス」が「デモス」に解消されないことによって生じる近代性の不十分さを指し示す問題ではなくて、「デモス」の論理によって生み出される、「デモス」の中の内在的アポリアを示している。

(14) この概念については、エティエンヌ・バリバル「国民形態——歴史とイデオロギー——」（エティエンヌ・バリバル、イマニュエル・ウォーラーステイン『人種・国民・階級』若森章孝他／訳、大村書店、1999年、新版）を参照

(15) ピエール・ブルデュー『ディスタンクシオン』Ⅰ・Ⅱ、石井洋二郎訳、藤原書店、1990年。なお「文化資本」を言語やエスニシティといった視点から論じているものとして、宮島喬『文化と不平等』有斐閣、1999年。

(16) 前掲、バリバル／ウォーラーステイン（1999年）、179頁。

(17) ロールズは『正義論』で「自尊」*self-respect*を重要な「基本善」に含めているわけだが、「基本善」としての「自尊」を維持する諸々の文化的基盤（言語など）も権利の対象となろう。ロールズの議論からも、エスニック・マイノリティの権利というテーマを引き出し得るのである。

3 新国民国家建設における「エトノス」と「デモス」

(1) エストニア——「エトノス」から「デモス」？——

エストニアは、ペレストロイカ時代に急進的な言語法を採択し、ロシア語の拡大に歯止めをかけ、エストニア民族とエストニア語の「復興」に着手した。そのことはエストニア共和国の人口の約4割に達していた「ロシア語住民」を不安にした⁽¹⁸⁾。当初、「ペレストロイカ」の中で生まれてきたエストニアの民主派（人民戦線）は、人権や諸民族平等との関わりで、エストニア独立後の国籍は個人の自由選択による旨を主張し（いわゆる「ゼロ・オプション」）、露骨な「エトノス」中心をあえて抑制していた⁽¹⁹⁾。しかし独立後、ソ連によるエストニア併合の違法性を理由に、ソビエト時代に移住してきた「ロシア語住民」が国籍の自動付与から除外され⁽²⁰⁾、新議会の選挙および新憲法採択の国民投票に参加できなかった（そのため新議会は民族的に「均質」になった）。エストニア政府は、このことを、人種・民族差別ではなく、ソ連によるエストニア併合の違法性からくるもの

(18) エストニアがソ連に併合される以前、エストニア市民におけるエストニア民族住民の比率は約9割であったが、ソ連時代に他の地域から労働者や技術者、軍関係者などが流入し、1989年にはエストニア共和国におけるエストニア民族住民の比率は約6割までに低下していた。なおエストニア共和国の約4割しめていた「ロシア語住民」とはエスニックな意味での「ロシア人」の比率が最大であるにせよ、ロシア語で日常生活を送るようなウクライナ人やその他をも含む。ペレストロイカ時代のエストニア言語法については、拙稿「国民国家の位相と言語の権利」（三・完）、『早稲田大学大学院法研論集』第74号、1995年を参照。

(19) このことは、例えば1990年3月に開催されたエストニア人民戦線の協議会における綱領でうたわれていた。『エストニア：民族政策改善の輪郭、1988 - 1993年、概説・文書・資料』ロシア科学アカデミー、モスクワ、1994年（ロシア語）。

(20) 1992年2月26日のエストニア共和国最高会議の決定によって大戦間期の国籍法が復興したことにより、そのようになった。

だと説明した。国籍から除外された「ロシア語住民」は、エストニア国籍取得には、特例などを除くと、独立から起算して一定の居住年限（合計3年）とエストニア語試験のパスが要求された⁽²¹⁾。

こうしたことから、エストニアは、当初、実質的には多数派「エトノス」中心の国民国家建設を断行したかのようである。しかし、「ロシア語住民」やその利益を代弁するロシア政府・議会はもとより、全欧安保協力機構の民族的少数者高等弁務官などからも主に国籍問題に関する批判を浴び、エストニアは、当初の「排除」の論理から、マイノリティとなった「ロシア語住民」をいかに「統合」していくのかという問題にシフトしていった⁽²²⁾。エストニアはEU志向ということもあり、「人権」などを考慮せざるを得ない「統合」は、はたしていかなるモデルに進むのか。樋口のいう「統合型のデモス」のモデルや、ハーバーマスのいう「憲法中心の愛国心」に支えられた政治統合なのであろうか。

エストニアでは、政府が近年、「2000年～2007年における非エストニア人のエストニア社会への統合プログラム」⁽²³⁾を発表し、そこでは「全般的なエストニア語環境」を作るために、非エストニア語住民の初等教育からのエストニア語教育、エストニア国家の「単一不可分性」、「エストニア一言語主義」が強調されている。そうした要素だけに着目すると、きわめて「エスノ」ナショナリスティックにみえる。ただし同プログラムは他の部分で「……重要なことは、エストニア社会において共通の言語を採用することによって、エストニア人、非エストニア人が互いに態度や慣行を変え

(21) これは、復興した旧国籍法の第6条がエストニア国籍取得の条件の中に居住年限とエストニア語の保有を規定していたからである。

(22) この動向については、小森宏美「エストニア、ラトヴィアにおけるロシア語系住民問題」、『北欧史研究』第15号（バルト＝スカンジナビア研究会編）、1998年が参考になる。

(23) *The integration of Non-Estonians into Estonian Society 2000-2007, State Integration Program*. これは、エストニア語、英語、ロシア語で公開されている；<http://www.riik.ee/saks/ikomisjon/>（2001年9月30日現在）

ていくようになるということである。文化的に多様なエストニア社会では、人々の協力が、寛容と文化的複数主義の尊重を醸成していくということが大事なのである」という微妙な言い回しをしている。こうした言明は、形式的には多数派と少数派が歩み寄るということであるが、実質的には「統合型のデモス」の下で支配的「エトノス」を行き渡らせるということを意味する。なおかつ、こうしたプログラムは、EU入りに際しての人権や民主主義の「グローバル・スタンダード」に合致するように注意深く書かれているという点が重要であり、「統合型のデモス」を通じた「エトノス」支配は、本来、西欧国民国家に前例を見出すことができる。

もっとも、現行エストニア憲法⁽²⁴⁾では民族的少数者の教育権や文化自治権、エストニア語住民が多数派でない地方自治体における当該住民の言語（要するにロシア語）による交流権が認められていて、エストニアは、フランスにみられたような言語統合の歴史から比べると、ある意味で言語的マイノリティに対して一見したところ「寛容」である。ただし「寛容」といっても、エストニア語によってエストニア社会を統合しようという目的は揺るぎないため、様々な領域でエストニア語の取得要件を課そうとする動きが新たな問題を作り出していったのである。

（２）ロシア—複数「エトノス」からなる「デモス」？—

ロシアが他の旧ソ連諸国と異なっていたのは、単に領土の大きさや民族の数の多さのみならず、ロシア自体が、連邦制度をとっており、1917年の革命以来、内部に民族名称を冠した多くの自治共和国や自治州、自治管区など抱えていたことである。そうした多民族連邦国家としてのロシアがソ連から離脱していく過程の中での自己規定の仕方は、例えば隣国のウクライナと比べてみると違いがわかる⁽²⁵⁾。というのも、1990年のウクライナの

(24) エストニア憲法の原文、英訳は「エストニア法律翻訳センター」のサイトで検索できる；<http://www.legaltext.ee/indexen.htm>（2001年9月30現在）

(25) 前掲（注18）の拙稿を参照。

「国家主権宣言」では「ウクライナ民族（ウクラインスカヤ・ナーツィヤ）の不可侵の自決権」が象徴的に宣言されると同時に「あらゆる民族からなる共和国市民はウクライナ人民（ナロード・ウクライヌィ）を構成する」というように、「エトノス」と「デモス」の二段構えになっていた。しかしロシアの「国家主権宣言」（1990年6月）⁽²⁶⁾では、いかなる意味でも多数派のロシア民族の「自決権」なるものは一言も宣言されていなかった。

すなわち、ロシアの「国家主権宣言」では、主権の保持者が「多民族からなる人民」とされ、各人の母語の自由な発展および使用に対する不可侵の権利、各民族の自決権（ただしこれはロシアからの「分離権」ではなく旧自治共和国や自治州の地位の向上や民族的文化自治の可能性を意味した）が宣言されていた。つまりロシアの「国家主権宣言」は、多数派のロシア民族の「エトノス」を象徴的に前面に出したのではなく、すべての「エトノス」に対してメタ・ポジションに立っていたのである。

旧ソ連から独立したロシア以外の諸国では、「主権宣言」や「独立宣言」において多かれ少なかれ多数派「エトノス」の自決権が象徴的に宣言されていたが、ロシアは、規範的次元においては、強いて言うならば、いわば“多民族的国民国家”を目指した。エリツィン・ロシア初代大統領も、一方では多民族性や母語の権利の尊重を強調しつつも、他方では「共同市民権としてのネーション（ナーツィヤ）」という語法を用い、ソ連時代におけるネーション（ナーツィヤ）の意味合いが分離主義や国家の遠心化に結びつきかねないことを抑止する「政治的国民」概念に求心性をもたせようとした⁽²⁷⁾。その意味では、ロシアは、樋口の言う国民国家の統合モデルのうち「意識的に、複数エトノス単位の共存による文化の多様性を追求し、場合によっては、それらにくわえて、そのような諸単位を政治の領域でも積

(26) 『ロシア共和国人民代議員大会および最高会議通報』1990年第2号第22条（ロシア語）。

(27) エリツィン元大統領による議会への教書演説「ロシア国家の強化について」（「ロシア新聞」1994年2月25日号）。

極的に位置付ける、という多元・共存型」に位置していると言えなくもない⁽²⁸⁾。1993年に国民投票で採択された新ロシア連邦憲法の中にも、諸民族の「多元・共存型」の要素に該当する部分もある⁽²⁹⁾。ただし、現実にはロシア連邦ではロシア民族が人口の8割を占めるため、他の非ロシア系諸民族との勢力関係は非対称的である。非ロシア系民族の名称を冠したロシア連邦構成共和国では人口比率の面でタイトル民族（基幹民族）よりもロシア人が上回っているケースも多く、例えばカナダのケベック州のような形で自治単位が言語の防波堤として強力に機能しているケースはみられない。

もっともロシア連邦では、90年代に言語法、民族的文化自治法、先住少数民族法といった多民族性を前提とした個々の民族的権利を保障する立法が採択されていった。それらは、憲法における人権、市民権と調和する形での多言語主義、少数派の母語や文化および生活形態の維持を目指したものであるが、ソ連崩壊後の極度の予算不足の問題などもあり、それらの立法に伴う民族政策のプログラムも思ったようには進んでいない。

ロシア連邦では、諸民族にとってロシア語へのインセンティブも高く、エストニアやラトヴィアのように言語問題が、国籍問題と結びつく形で国政をゆるがしているわけではない。しかし、それでも連邦構成共和国を単位にしたある種の言語ナショナリズムがみられる。基層の単位での言語ナショナリズムといっても、それは決してロシア語の排除を意味するものではないが、ロシア語ばかりが優勢になって自民族の言語が軽視されることには敏感にならざるを得ないのである。

(28) 前掲、樋口（1999年）、98-99頁。

(29) ロシア憲法日本語訳は竹森正孝／訳・解説『ロシア連邦憲法』七月堂、1996年、宮地芳範／訳（『世界の憲法集』第二版、有心堂、1998年）、新美治一／訳（『解説 世界憲法集』第4版、三省堂、2001年）等を参照。

4 エストニアにおける言語と憲法裁判

(1) 言語法と言語取得要件

1995年2月にエストニア国会で新言語法が採択された⁽³⁰⁾。新言語法は、人口の半数以上が民族的少数者で占められる自治体における住民の当該言語（実質的にはロシア語）の使用権も規定されたが、全体的には旧言語法にも増してエストニア語化の論理に貫かれていた。国家語であるエストニア語以外の言語は、「外国語」と一律に宣言されたことが象徴的である。新言語法の中でも、国会議員および地方議員、そして国家公務員や地方公務員、さらには民間の企業や団体の従業員にも、職務上、エストニア語取得を課す第5条が最も論争的な条文であった。しかも採択当時から、言語取得要件の基準は条文において明確に示されず、その基準の策定は政府に委任されていた。

1997年の11月、エストニア国会は新言語法の第5条を強化する形で改正条文を採択したが、メリ大統領は署名せず国会に差し戻した。翌月、国会は差し戻された改正条文を、手を入れることなく再び採択したため、大統領は改正条文の違憲確認訴訟を最高裁憲法審査部に提起した⁽³¹⁾。改正条文のうち、大統領が争った部分を以下の点である。

- ・国会議員および地方議員に対するエストニア語取得要件の基準作成を政府に委任していることは、不釣り合いなほど執行権力に権限を与え、すでに選出された国会議員および地方議員の言語能力を執行権力が査定する権限を許容している。国会議員については、憲法第4条で規定されてい

(30) 現行エストニア言語法の原文および英訳は、注23のサイトで検索可能。

(31) 憲法審査部の判決文の英訳は、エストニア最高裁のサイト(<http://www.nc.ee/>)で検索可能。英訳のタイトルは；“Review of the petition of the President of the Republic, dated 30 December 1997, to declare the Amendment act to the Language Act and State Fees Act unconstitutional”

る諸権力の分立およびバランス（国会、大統領、政府および裁判所の活動が権力の分立およびバランスにもとづくこと）に矛盾する。

- ・営利企業ならびに非営利の団体もしくは協会の従業員、単独の経営者および外国人の専門家に、私人との職務上の交流において、エストニア語の取得要件を課するという条文は、過度に明確さを欠いていて、その条文の下で政府が上記の者に制限と義務を課すことを許容してしまう。憲法第11条によると、（権利および自由の）制限はもっぱら憲法に適合するようになされなければならない、民主主義社会に必要なものでなければならない。また憲法第10条によると、憲法に規定されていない義務は、憲法の精神から発しなければならないか、あるいは、それに加えて法治国家の原則に適合しなければならない。
- ・改正条文を通じて政府に与えられている広範囲な権限は、人々にとって把握困難であり、条文に基づいて発せられる規則を予測し、考慮に入れることを不可能にしているので、法治国家の原則に適合せず、法的な確実さをも保障しない。

これらの主張から、ひとくちに国家語であるエストニア語取得が職務上要請されるといっても、その是非は国会議員や地方議員のように選挙による代表者の場合と、「市民社会」で活動する民間の企業や団体に属する者とは異なってくる。憲法審査部も、対象となる人物をそれぞれカテゴリー別に、審査している。また、憲法審査部は、一般的に言語取得要件を課すことの憲法的正当性、言語取得要件を課す権限の二つに争点を分けている。

（２） 憲法と国家語保護

憲法審査部は、まず上記の言語取得要件を課すことの憲法的正当性を以下のように導き出した。すなわちエストニア憲法前文によると、国家の目的のひとつは時代を通じてエストニア民族およびその文化の維持を保障す

ることである。それゆえエストニア語がエストニア民族およびその文化の本質的構成部分であり、それなくしてはエストニア民族およびその文化の維持は不可能である。また憲法総則の第6条ではエストニア語がエストニアの国家語であり、それに従い憲法第52の第1項は、国家機関および地方自治機関の事務言語はエストニア語であり、第51条の第1項は、それらの諸機関で各人がエストニア語で問い合わせ、返答を受ける権利があると規定している。以上の諸規定はエストニアの憲法的秩序の構成要素であり、エストニア市民はこれらを遵守しなければならない（憲法第54条の市民の憲法秩序忠誠義務）、またエストニアにいる外国人および無国籍の者も憲法秩序を守る義務がある（憲法第55条）。したがって、エストニア語の保護および使用は、憲法的目的として確立され、国家権力はその達成を保障するのは当然であり、エストニア語の使用を保障することは憲法的に正当化される。以上のように憲法審査部は述べた。

それに加えて憲法審査部は、エストニアが民主共和国であるという憲法第1条の規定から次のような正当化を行なっている。すなわち、民主主義が機能する条件の一つは、権力を行使する人々が、エストニアで何が起きているのかを包括的に把握し、業務を行なう際に単一の表記システムを用いることだという。したがって、エストニア語が代表制民主主義および国家の業務において用いられるべきという要求は、一般的利益に適合し、歴史的に形成された環境の下で正当化される、とした。

（３）議員の言語取得要件

次に対象となる人物のカテゴリーに従って、エストニア語取得要件を課す権限の当否の問題に入る。

第一に国会議員の問題である。憲法審査部は、まず、代表機関に関してエストニア語の取得を課すことは選挙権に関係し、一定の条件下では憲法第6条（エストニア語の国家語としての地位）、第52条第1項（国家機関における事務言語としてのエストニア語）が、被選挙権に影響を及ぼす選挙資格

とみなされ得る，とする。その際，国会選挙法は候補者が国会活動に参加するのに十分なエストニア語の能力を義務付けていて，言語法で規定されるエストニア語取得要件を満たさないことが判明した場合，候補者はリストから外されると規定する。このことから，憲法審査部は，国会議員のエストニア語取得要件は法律にもとづくことを立法者が要請していると注意を促している。

その際，国会選挙法は，憲法第104条で列挙されているように国会議員の過半数をもってのみ採択・改正可能な憲法的法律であり（ちなみに言語法はその中に含まれていない），選挙権および選挙の条件を決定するのは立法府の権限であり，執行権力に委任されてはならない，とする。つまり，政府が人民の代表に対するエストニア語取得の基準を決定することは権力分立の原則に反するのであり，国会選挙法のみが選挙資格を規定できる，ということである。そのような結論は，エストニアの国籍法（これも国会議員の過半数をもってのみ採択・改正可能な法律）が，国籍取得申請者のエストニア語取得要件の基準をすでに規定していることからみても支持され得る，と憲法審査部はいう。

以上の憲法審査部の見解をまとめると，憲法的法律である国会選挙法が候補者のエストニア語取得要件の基準を通常法律である言語法にゆだねていて，なおかつ言語法の改正条文がエストニア語取得要件の基準作成および査定を執行権力に委任しているのは，憲法第4条（権力分立），第87条（政府の権限），第104条（憲法的法律の採択・改正手続き）に抵触し違憲だ，としたのである。

第二は地方議員に関してである。なお，権力分立を規定した憲法第4条では，権力の諸主体が「国会，大統領，政府および裁判所」となっていて，地方議員に関しては直接第4条を引き合いに出すことはできない。もっとも，地方議員の言語取得要件に関しても，大統領は，その基準を決定する権限を執行権力機関（政府）に不釣り合いなくらい広範に与えていると主張している。

それに対して憲法審査部は、まずヨーロッパ地方自治憲章第8条を援用して、地方の権力の活動を行政的に監督することは法律および憲法に基づき、保護しようとする利益の重大さに見合っなければならない、とする。憲法第156条は地方選挙権の資格を規定しているが（18歳以上の定住者）、その被選挙権の資格を規定していない。また地方選挙法は、（国会選挙法と同様）地方議員の候補者のエストニア語取得要件を課しており、その基準はやはり言語法によるとなっている。しかし地方選挙法は（国会選挙法と同様）憲法的法律である。地方選挙法に本質的に属すべきである被選挙権の資格を、通常法律である言語法に参照を求めたり、執行権力に委任することはできず、地方議員のエストニア語取得要件の基準を定めることができるのは地方選挙法のみである、と憲法審査部はいう。

以上のことから地方議員の言語取得要件に関しても言語法の改正条文は憲法第87条（政府の権限）および第104条（憲法的法律の採択・改正手続き）に抵触し、違憲とされた。

（４） 民間人の言語取得要件

第三は、営利企業、非営利の団体および協会の従業員、単独の経営者、外国人の専門家に関してである。それらの者が、私人との業務関係においてエストニア語取得要件が課されることに関する大統領の主張は、前述したように、エストニア語取得要件の基準作成を政府に委任している規定が明確さを欠いており、政府が人々に恣意的に制限や義務を課すことを許容してしまうということであった。また大統領は、憲法第10条および第11条を援用して、制限や義務が憲法や法治国家の精神に即し、民主主義社会に必要な場合に限ることを言っている（それらのいずれの条文も権利、自由、義務関係の一般原則を示したものであり、具体的な権利を規定したものではない）。

憲法審査部は、大統領の主張が争いの本質を特に説明していないとみなしたが、それは、いかなる権利が侵害されるのかということを具体化して

いないからであろう。憲法審査部は、政府の広範な権限が、法的な確実さや権利と自由を危うくするということを承認するが、問題となっている改正条文の「私人との業務関係における」という文言は明確であると述べており、その点では大統領の主張とは異なっている。その代わり、憲法審査部は、改正条文が憲法上の権利および自由の行使を侵害し得る、と端的に判断した。この判断は、大統領側が明確に主張していなかったことである。

なお、言語法の改正条文が、エストニア語取得要件をことさら「外国人の専門家」にまで拡大していたのは、エストニアに居住し、なおかつまだエストニア国籍を取得していないロシア語住民、もしくはロシア連邦などの国籍を取得してエストニアに居住するロシア語住民が一定の比率を占めていたからに他ならない。したがって、「外国人」とは、エストニア国外からエストニアに出張してくる外国人ということもあり得るが、基本的にエストニア国籍を取得していないロシア語住民を念頭に置いていることは間違いない。

（５） その他の言語関連憲法訴訟

以上のように、大統領の申し立てに基づいて違憲判断を下されたのは、議会で採択されたにせよ大統領によって署名されなかった言語法第5条の改正条文であって、現行（当時）条文ではない。しかし後に第5条現行（当時）条文の一部および地方選挙法第26条のエストニア語取得要件の現行（当時）条文の一部にも違憲判決が下された。事の発端は当選したロシア語系の地方議員がいったんは選挙区の選挙委員会に登録されたが、国家選挙委員会が、その議員のエストニア語能力が必要なレベルに達していないということを理由に、地区裁判所に議員の登録取り消しを訴えたことである。それに対して地区裁判所は、地方選挙法、言語法の該当条文、および政府の「国会および地方議会で活動するのに必要なエストニア語取得レベルの規則」の該当箇所の違憲確認訴訟を最高裁判所憲法審査部に提起し

た⁽³²⁾。

それらの法律条文および政府規則の違憲申し立ての論拠は、大統領によって申し立てられた時の憲法審査部の見解を踏襲したものである。つまり憲法的法律である地方選挙法が、議員の資格に必要なエストニア語能力の基準を、通常法律である言語法に求めている、なおかつ言語法がその基準作成を政府に委任しているということである。

憲法審査部も、前述の判決を引用しつつ、地方選挙法のうち、エストニア語取得レベルについて言語法に参照を求めている部分、言語法のうち、議員のエストニア語取得要件の手続きを政府に委ねている部分、および政府規則の該当部分の違憲判断を下した。

(6) 若干の問題点

エストニア最高裁判所の憲法審査部の判断から、そこでは、まず国家語であるエストニア語を優先的に保護していくというある種の「集団的目標」が承認されていることがわかる⁽³³⁾。むろん、憲法審査部は、そのことをもって国家語の優先的保護を立憲主義国における普遍的な課題だとまで言っているわけではない。あくまでもエストニア新憲法の文言からそれを導き出しているのであり、なおかつ代表制民主主義および国家の業務においてエストニア語が用いられることが「歴史的に形成された環境の下で正当化される」と憲法審査部は言っている。その場合の「歴史的に形成された環境」とは何であろうか。そのことを憲法審査部は明言していないが、

(32) 前掲、注30のサイトで判決の英訳が検索可能。判決のタイトルは；“Review of the petition of Harju County Court seeking to declare section 3(3) and subsection 7(1) of section 26 of the Local Government Council Election Act, subsection 5(1) of the Language Act, and regulation no. 188 of the Government of the Republic, named “Enactment of the description of the level of the command of Estonian language necessary to work in the Riigikogu and local government councils “partially invalid”

(33) 前掲、注3の『マルチカルチュラリズム』において、チャールズ・テイラーは、言語政策における「集団的目標」の意味とその正当性を論じている。

即座に推測できることは、ソビエト＝エストニア時代における共和国内のエストニア民族比率の低下と、ロシア語の拡大に伴うエストニア語の事実上の地位の相対的低下であろう。確かにペレストロイカ時代の言語法制定過程で明らかになったように、しばしばエストニア語の存亡の危機がメディアなどでも語られていた⁽³⁴⁾。

憲法審査部は、暗にそうした「歴史的に形成された環境」を告げているにせよ、現在のエストニアでロシア語系の立候補者にエストニア語取得を課しないと、憲法前文で規定されているような「エストニア民族とその文化の維持」や、憲法第6条における「国家語」としてのエストニア語の地位が危機に瀕してしまう、ということを立証しているわけではない。

反対に、もし「歴史的環境」が異なっていたら、中央の議会や政府においても複数言語主義があり得るであろう。現にカナダやスイスのように、連邦議会で複数公用語の同時通訳が保障されているケースもある。また他にも複数公用語・国家語制をとる国はある。

しかし「民主共和国」（憲法第1条）としてのエストニアではそうではなく、国会議員および地方議員にはエストニア語取得が条件となり、公的領域における言語統合が目指されることになる（論理的には、議員にエストニア語取得が課される以上、議会でのロシア語での発言は法的に保障されなくてもよいことになる）。その際、憲法審査部は、エストニア語取得要件の課し方に瑕疵（権力分立違反、過度の委任立法、憲法的法律の規定の不十分さ）を見出したのであり、国会法や地方議会法などの憲法的法律でその基準を通常法や政府に委ねずに明確化してエストニア語取得要件を課すことを何ら否定していない。そして98年の12月にエストニア国会は国会選挙法と地方選挙法を改正し、言語取得基準を明文化し、大統領は公布に署名した。ここでは、国会議員および地方議員立候補者はエストニア語によって法律や文書を理解でき、議題を報告し、意見を述べ、質疑応答をし、有権者とコ

(34) 前掲、注18の拙稿を参照。

コミュニケートできることが条件として課されている⁽³⁵⁾。

もっとも、議員に言語要件を課すことは、エストニア憲法第12条でも規定されているような、民族的帰属や言語などの指標に関わりのない法の下での平等および差別の禁止に違反するのではないか、という端的な疑問も浮かぶ⁽³⁶⁾。しかし大統領側はそういう申し立てはしていないし、憲法審査部も法の下での平等・差別の禁止を援用していない。むしろ上述したように「歴史的に形成された環境」の下でのエストニア語の優先的保護を追認しつつ、さらに憲法審査部は、代表制民主主義や国家の業務においてエストニア語の使用を憲法的目的とみなす際に、その正当性を補強するために、「民主主義が機能する条件の一つ」としての「単一の表記システム」という論拠を用いる。そうした立場は、社会における事実上の言語の複数性を否定しているとまでは言えないが、国家的領域における「一言語主義」の優位性とみなしてよい。しかもそのことが、判決の中で、エストニア固有の文脈というよりも、あたかも一般論のように語られている。その際、思い出されるのはJ・S・ミルが『代議制統治論』の中で述べた次のようなくだりである。

同胞感情のない国民のあいだにあつては、ことにかれらが異なった読み書きしているばあいには、代議制統治の運用に必要な、統一された世論が存在しえない。世論を形成し、政治的行動を決定する諸勢力が、国内のさまざまな区域で違っているのである。まったくちがった指導者集

(35) 国会選挙法および地方選挙法の現行条文については、前掲、注23のサイトで原文および英訳が検索可能。

(36) もっとも法の下での平等や差別禁止条項は、逆にマイノリティの言語的統合を正当化する際にも用いられるのである。すなわち多数派の言語や国家語を身につけることによって平等な市民になれるという論理であり、国家は人種差別のような「排除」によって言語的マイノリティの差別をしているわけではないという論理である。こうした論理に国際人権の立場から明確な反論をしているものとして、Fernand de Varrenes, *Language, Minorities and Human Rights*, Nijoff, 1996.

団が、国のあれこれの地方で信用をえている。同一の書物・新聞・パンフレット・演説が、それらの地方に達しない。ある地方は、他の地方でどのような論議が行なわれているかを知らない。⁽³⁷⁾

これは憲法審査部が理由の中で引用してもおかしくはないほどである。そうはいっても、ミルはそこでベルギーやスイスにも言及し、言語の同一性というものが「ネーション」としての共通感情のすべてではないことを留保している⁽³⁸⁾。そしてむしろ「政治的沿革性」、「共通の回想」といったものに「ネーション」の強力な要因を見出して、それはある種の「デモス」としての「ネーション」に他ならない。ただし、「ネーション」たるゆえんに「エトノス」的な同一性を強調するよりも「政治的沿革の同一性」や「共通の回想」を強調したからといって、そのことが必ずしも諸文化・言語の複数性に対するリベラルなスタンスを意味しない。「ネーション」に「政治的沿革の同一性」や「共通の回想」といった要素を読みこんだ論者には、他にもルソーの影響を受けたようなエルネスト・ルナンやカール・シュミットがいる。特にカール・シュミットは「民主主義」における「同質性」、「同種性」を強調し、ブルーリズムを批判したことで知られる⁽³⁹⁾。つまり「政治的沿革の同一性」や「共通の回想」を「ネーション」の共通感情の強力な要因として見出すことは、言語やエトノスの同質性を所与の前提としないにせよ、その同一性を構築していく意志にも転化する。『ドイツ国民に告ぐ』の中でドイツ国民たるゆえんとしてのドイツ語の共通性を情熱的に語ったフィヒテでさえも、ドイツ語の共通性を所与

(37) J. S. ミル『代議制統治論』（水田洋訳、岩波文庫、1997年）の「代議制統治との関連における民族について」、376-377頁。

(38) 同上、374-375頁。

(39) カール・シュミット『現代議会主義の精神的地位』稲葉素之助／訳、みすず書房、2000年、とりわけ「第二版へのまえがき——議会主義と民主主義の対立について——」を参照。同じくシュミット『憲法理論』尾吹善人／訳、創文社、1972年、第17章を参照。

のものとみなしたわけではなくて、むしろ未来に向かってそれを作り出していくものとみなしていた⁽⁴⁰⁾。フィヒテの「ドイツ国民」でさえも「エトノス」ではなくて「デモス」である。いずれの場合でも、「ネーション」内部の言語的亀裂は、克服されていくべきネガティブな要因もしくは正常でない要因とみなされるのである。逆説的に言えば「デモス」こそ（フィクティブな）「エトノス」を作るのであり、「デモス」は「エトノス」という担保を作為的に作り出していく。エストニア新憲法においても、「エストニア人民」（デモス）で始まる憲法前文は、同時に「エストニア民族と文化の維持」（エトノス）を語っているのである。

ただし現代においては「デモス」は市民社会におけるプルーラリズムでもある程度許容しなければならない。現代の世俗的民主国家がどの程度のプルーラリズムを許容するのかという問題自体、巨大なテーマであり、ひとくちにプルーラリズムといっても、例えば宗教と言語とでは立論は異なってくる。憲法審査部は、言語法の条文および改正条文が企業や団体の従業員や外国人の専門家にも私人との職務上の交流の見地からエストニア語取得要件を課していることが、「憲法上の権利および自由の行使の侵害」する可能性を明確に指摘しており、この点では大統領の申し立てよりも憲法審査部の主張の方が「自由」の擁護者となっている。これは市民社会における諸活動に対する国家の干渉の抑制という古典的な「自由」観であろう。

ただし、一般的に現代国家あるいは「社会国家」においては古典的な国家の不干渉という図式をそのまま維持しているというよりも、「営業の自由」や「所有権」に何らかの「公益」あるいは「公共の福祉」の見地からの歯止めをかける。実は憲法審査部の違憲判断がなされた後のエストニア言語法改正（99年2月および00年6月の改正）では、「公益によって正当化される場合」に限って企業や団体の従業員や個人営業者のエストニア語

(40) ルナン、フィヒテ他『国民とは何か』インスクリプト、1997年。

取得要件が課されるという規定が入った。その場合の「公益」とは、社会的安全、公の秩序、公共行政、健康、衛生、消費者保護、職務上の安全とされている。そしてエストニア語取得基準として会話および書き取り能力の基準が初級・中級・上級という三段階のレベルにわたって規定された（ただしいかなる職務に対していかなるレベルの要求が課されるかは政府が決定するとされた）。

このように、結果的には市民社会領域における言語使用については、一定の憲法上の権利および自由とのバランスが配慮されることになったが、個人の言論や信仰に関する事柄を除くと、むしろ「公益」の見地が支配的になる。言語使用についても、ある種の「社会国家」的な論理が強まるのである。

そうした論理はエストニアや旧ソ連から独立した他の諸国に特有の問題というのみならず、元をたどれば、例えばカナダのケベック州の「仏語憲章」がリジッドにやろうとしたことでもあり、度々、表現の自由や差別禁止原則との関わりで憲法裁判になってきたことが比較的良好に知られている。またフランスにおいてグローバル化やEU統合との関わりでフランス語の保護をさらに推し進めるための「トゥーボン法」が、憲法院によって一部違憲判断を下された。また同種の問題はスペインのカタルーニャ州なども抱えている。いずれも一定の言語を保護する際に、何らかの形で「公益」もしくは「消費者の利益」という論理が出てきて、例えば商品広告や商品説明書の使用言語に規制がかかる。

それらの言語保護立法は、主権国家単位である場合と主権国家内部のマイノリティが多数派を占めるような自治的領土単位である場合があり、背景や正当化基準は異なってくるが、かつて特殊とみられたようなケベック州のような言語保護のモデルが逆に拡大していくという様相さえみられるのである。

いずれにせよ、そうした問題の把握を難しくしているのは、言語に関する「福祉主義」的な、あるいは「社会国家」的なスタンスをとる際に、単

に主権国家内部の不利な言語的マイノリティの権利を保護するというだけでなく、あたかもグローバル社会に向けて主権国家が対外的に「国家語」の保護を積極的に推し進め、そのことが対内的には「国家語」とマイノリティ言語との間に新たな緊張関係をもたらしているという状況である。

5 ロシアにおける言語と憲法裁判

(1) 複数国家語制と国家語取得要件

ロシア連邦憲法では、ロシア語が全土で国家語であると同時にロシア連邦を構成する共和国は、その領土内で独自の国家語を制定し運用する権限をもっている（ロシア連邦憲法第68条）。そのため、たいていの共和国の憲法ではその共和国のタイトル民族の言語とロシア語がともに国家語であると規定されている（例えばタタルスタン共和国憲法ではタタル語とロシア語が共和国の国家語である）⁽⁴¹⁾。なおかつロシア連邦を構成する共和国の多くは、その複数の国家語およびその他の民族的少数者の言語の運用や市民の母語の権利を保障するために個別の言語法をもっている⁽⁴²⁾。

ただし連邦を構成する共和国は必ずその国家語の地位を確定して言語立法を策定する義務があるわけではないので、共和国によっては国家語の地位を明確にしていなかったり、言語法が制定されていないケースもある。

また、ここで重要なことは、大統領制をとっている連邦構成共和国では、しばしば大統領候補の資格として、憲法の条文で共和国籍の保有、共和国の居住年限、年齢条件の他に共和国の国家語を身につけているという条件が課されている場合がある。例えばブリヤート共和国の大統領候補は国家語であるブリヤート語とロシア語、サハ（ヤクーチヤ）共和国の大統

(41) ロシア連邦を構成する共和国の憲法条文は、『ロシア連邦構成共和国の憲法（資料集）』マヌスクリプト社、モスクワ、1995年（ロシア語）を参照。

(42) 『ロシア連邦における諸国家語』アカデミア、モスクワ、1995年（ロシア語）の巻末の言語法資料集を参照。

領候補はサハ語とロシア語、タタルスタン共和国の大統領候補はタタル語とロシア語を身につけていなければならない（他には北オセチア、イングーシェチヤが同様な憲法規定を有している）。非ロシア系諸民族が一定の比率を構成する共和国において、ロシア連邦全土の国家語であるロシア語はもとより、タイトル民族の言語保有を共和国の元首の立候補者に課すことは、ある種の「民族自決」形態であり、タイトル民族のアイデンティティおよび母語の尊厳を象徴化した言語ナショナリズムの形態であるとみてよいだろう。

（２） バシコルトスタン共和国における言語取得要件

なお、ここでとりあげる言語に関する憲法裁判の当事者となったバシコルトスタン共和国の住民の民族構成は、1989年の国勢調査によると、全人口約390万のうちタイトル民族のバシキール人が約86万人と約22%にすぎない⁽⁴³⁾。他にはロシア人が約154万人、タタル人が約112万人とバシキール人の比率を上回っている。共和国のタイトル民族の人口比率をロシア人の比率が上回っていることは、他のロシア連邦構成共和国においても、しばしばみられることだが、バシコルトスタンでは、タイトル民族のバシキール人がロシア人のみならずタタル人よりも少ない。

バシコルトスタン共和国憲法（1993年12月24日採択）では、共和国の国家語の地位は明確にされておらず、あらゆる民族の言語の維持および発展権の保障をうたった市民的・政治的権利の章の条項で、「諸言語の法的地位はバシコルトスタン共和国の法律によって決定される」と規定されるにとどまった（第36条）。しかし共和国大統領の候補資格を定めた憲法第92

(43) バシコルトスタン共和国に居住するバシキール人約86万人のうちバシキール語が「母語」だと答えた者は約64万人であり、約74%であり、ロシア語が「母語」だと答えた者は約3万9千人で、「その他」と答えたのは約17万人である。「その他」が以外に多いが、これはバシキール人であってもタタル語を「母語」とみなす人が多いからであろう。なお、この統計は、ソ連国家統計委員会編『ソ連の住民の民族構成、1989年』モスクワ、1991年（ロシア語）を参照した。

条では、年齢・居住年数の条件の他、「バシキール語およびロシア語を身につけていること」が条件として課されていた。前述した1989年の国勢調査をみる限り、バシコルトスタン共和国に住むバシキール人約86万人のうちロシア語を自由に話せる者は（あるいはバシキール人であってもロシア語が母語であると答えている者を含めて）、8割近いが、同共和国に住む約154万人のロシア人においては、バシキール語を話せる者は数千人と微々たるものである。バシコルトスタン共和国を対外的に代表する元首である大統領に上記のような言語取得要件を要請することは、実質的には（バシキール語とロシア語とのバイリンガルの多い）バシキール人よりも、（バシキール語を話せる者の少ない）共和国内のロシア人やタタル人に向けられたものであるということが推測できる。

（3）憲法裁の立場

ロシア連邦憲法裁判所は、バシコルトスタン共和国の憲法および大統領選挙関連法における大統領候補者の言語取得要件規定のロシア連邦憲法との憲法適合性審査を、ロシア連邦下院によって要求された⁽⁴⁴⁾。ロシア連邦下院の見解によると、バシコルトスタン共和国の大統領候補の言語資格規定は、ロシア連邦憲法の第19条に違反しているということであった。ロシア連邦憲法の第19条とは、人と市民の権利および自由の平等（法の下の平等）を保障したものであり、言語を含む一連の指標、帰属別による市民の権利の制限を禁じたものである⁽⁴⁵⁾（類似の規定は国連の世界人権宣言や規約、各国の憲法にもみられる通りである）。

憲法裁判所は、以下のように述べた。まずロシア連邦憲法第68条第2項は共和国による国家語制定権を規定しているが、そこから共和国が国家語

(44) この件に関するロシア連邦憲法裁判所の決定のテキストは、『ロシア連邦立法集』1998年第18号、第2063条（ロシア語）を参照した。

(45) 以下で言及する、ロシア憲法の条文に関しては、前掲、注28の日本語訳を参照のこと。

を制定する義務や、被選挙権の取得条件としての国家語の知識の要求を特別に課す不可欠性は、引き出されない。また、バシコルトスタン共和国の憲法では国家語の地位が憲法で規定されておらず、国家語としての認識のしかるべく前提およびそこから引き出される法的効果が規範的に未決定である⁽⁴⁶⁾。このため、憲法裁判所は、本件に関して、ロシア連邦憲法第68条第2項に規定された共和国の国家語制定に関する権限を実現するのに必要不可欠な客観的条件を明らかにすることができない。国家語の実現のための条件は、言語集団間の現実の関係を考慮して共和国の住民に当該言語の学習および使用の可能性を保障する的確に判断された過渡期におけるプログラムや方策が存在することである。そうした条件なしには、憲法の諸原則との適合性という見地から、下院によってなされた要求に判断を与えることはできない。

以上のことから、憲法裁判所は、バシコルトスタン共和国では国家語の地位を決定するのに必要不可欠な法的指令事項およびそれに関連した法的効果が欠けているため、本件に関して評価を与えることはできず、バシコルトスタン共和国憲法およびバシコルトスタン共和国大統領法に含まれる言語の知識の要求が合憲であるかいなか解明できない、とした。そして、そのような状況下では、ロシア連邦憲法第2章の「人と市民の権利および自由」の諸原則から、選挙手続きにおいては、言語の知識の要求に関わりのない市民の選挙権の実現が保障されるべきであり、争われている該当条文の執行停止を命じた。

憲法裁判所は、このように、バシコルトスタン共和国の大統領候補に言語取得要件を課している条文に対して、直接、合憲もしくは違憲の判断を

(46) この憲法裁判所の判決が出された1998年の4月の時点で、バシコルトスタン共和国では言語法は採択されていなかった。1992年の2月にバシコルトスタン共和国最高会議に言語法の草案が提出され、その草案でバシキール語は「国家語」とされていた。しかし言語法の採択が難航したのは、ロシア人とバシキール人の関係というよりもむしろバシコルトスタン共和国に居住するタタル人の反対が強いからだと言える。

しなかった。しかし判決の内容からすると、共和国の憲法で国家語の地位を明確にし、言語法でその運用を具体化している場合、共和国の最高位の公務員である大統領に言語取得要件を憲法や大統領選挙法によって課することは憲法に抵触しないという推論が導き出され得る。というのも、憲法裁判所は、国家語の地位が確定されておらず、それに関連した法規範が不在の状況下では、大統領候補への言語取得要件の条文執行停止を命じ、ロシア連邦憲法第19条などにしたがって言語の知識に関わりのない(被)選挙権が実現されるべきことを言っているからである。もっとも、そうした論理にはある種の矛盾も感じられる。すなわち、繰り返しになるが、憲法裁判所は、バシコルトスタン共和国における国家語の地位不確定や言語法未採択という条件下で、ロシア連邦憲法第19条にみられる法の下での平等や帰属による権利の制限の禁止を適用して、言語の知識に関わりのない選挙権の保障を要求しているわけだが、そうすると、まずロシア連邦憲法第19条を字義通り解釈した場合、大統領候補者に言語取得要件を課することは、言語の知識によらない法の下での平等違反であり許容されないという憲法解釈が成立することになる。しかし他方でロシア連邦憲法第68条にもとづいて国家語の地位を確定し、それに関連した言語法を整備することによって、言語資格要求を課することが可能であることを間接的に告げているのである。法の下での平等に直接依拠した場合、言語の知識によらない被選挙権の平等を実現すべきだが、連邦制の下での共和国の国家語制定権に依拠した場合、言語取得要件があり得るということになり、同じロシア連邦憲法から異なった結論が導き出され得るのである。

(4) 少数意見(一)

こうした疑問に関して、ストレコゾフ判事の少数意見は、ある種の合理的見解を明らかにしている。まずストレコゾフ判事は、判決が合憲・違憲の判断を差し控えたことを批判している。すなわち、憲法裁判所は、バシコルトスタン共和国における国家語に関する法規の不在を理由に論争の評

価を差し控えたが、ストレコゾフ判事は、バシコルトスタン共和国大統領候補に言語保有資格を課している共和国憲法および大統領に関する法律の規定が端的にロシア連邦憲法に違反しているとみなしたのである。

その根拠となったロシア連邦憲法の条文は、第3条における人民の権力およびそれを表現する自由選挙、第6条におけるロシア連邦の領域内での憲法に定める権利、自由、平等の義務（以上、第1章「憲法体制の原則」）、第17条における基本的権利および自由の不可侵性、第19条における法の下での平等および言語の帰属を含む一連の指標による権利制限の禁止、第32条における参政権、第55条における人と市民の権利および自由の恣意的制限の禁止、第60条における満18歳からの権利および義務の独立した行使（以上、第2章「人と市民の権利および自由」）である。特に、参政権に関しては、大統領候補に言語取得要件を課すことは、大多数の有権者から被選挙権を奪うのみならず、望ましいと思う候補者を選ぶ有権者の権利をも制限するのであり、ロシア連邦憲法第32条第3項によると、選挙権および被選挙権を停止されるのは、裁判所によって行為無能力と認定され、裁判所の判決によって自由剥奪施設に収容されている市民であるという。また権利および自由の制限が可能なのは、憲法体制、モラル、健康、他人の権利と法律的利益、国防、国家の安全保障の擁護を目的とした連邦の法律によってのみであるとする。

共和国の国家語制定権を規定したロシア連邦憲法の第68条（第3章「連邦構造」）に関しては、ストレコゾフ判事は次のように言っている。すなわち、同条文は共和国の国家語がロシア語とともに国家権力機関で用いられ得ることを規定しているが、最高位の公務員（大統領）の選出を含む国家機関のシステムの編成にとって国家語の取得が義務であることを定めていない、ということである。

このようにストレコゾフ判事の少数意見は、違憲性を導く際、第1章「憲法体制の原則」と第2章「人と市民の権利および自由」に主に依拠していることがわかる。憲法裁判所の判決にいたる理由においては、第3章

「連邦構造」の中の第68条をめぐる問題に主に依拠しているのと比べて違いがわかるであろう。その際、ストレコゾフ判事は、ロシア連邦憲法第1章と第2章が特別の保護下にあることに注意を促している。つまり憲法改正手続きを規定した第9章の第135条では、第1章、第2章、第9章の改正には改正手続き上のハードルが高く、それは人民主権、人と市民の権利および自由の最高性などのいわば「憲法中の憲法」、憲法的価値そのものを変更することを防止するためである。

ストレコゾフ判事の少数意見は憲法的価値の擁護という点ではきわだっており、論旨も全体的にきわめて明快であるが、それに依拠すると、すでに国家語の地位を確定した上で大統領候補者に国家語取得要件を課している他の共和国の憲法規定および大統領選挙関連法の是非も問われてくることになる。言語保有資格をやめた場合、これはロシア連邦全土の国家語であるロシア語の優位をさらに意味することにもなり得る。ロシア全体として約8割をしめるロシア人のロシア語が規模の面で優位にあることは言うまでもないが、もともと非ロシア系諸民族のためにソビエト時代に樹立された各連邦構成共和国（ソビエト時代は自治共和国や自治州）においても、1920年代と異なり、現在、タイトル民族の住民は必ずしも多数派ではなく、むしろロシア人が人口比率で上回っているケースが多い。そうした実状を考慮した場合、言語取得要件がない場合を想定してみると、共和国の最高位の公務員として選出される共和国大統領候補者がタイトル民族の言語を話せないということは必ずしも致命傷ではなくなり、元首がその言語を話さないとすると共和国の言語政策にも影響が及ぶであろう。

ちなみにロシア連邦憲法の前文は「われわれ多民族からなる人民は」という主語で始まり、「諸民族の同権と自決の原則」さえうたっている（後者については第5条の第3項でも規定されている）。人と市民の権利を最高の価値としつつも、ロシア連邦憲法では民族という集団的ファクターが介在しているのである。ストレコゾフ判事の少数意見は、憲法解釈としてすっきりしていても、民族間関係の面で問題が出てくるかもしれない。もとより

こうした問題は理論面でも、ひとつのアポリアでもある。というのも言語など一連の指標による権利の制限や差別を禁止した法の下での平等は、アパルトヘイトのような特定の人種や民族の市民権からの系統的排除などを決して許容しないということでは大方一致しているにせよ、不利な立場にある集団への、ある種のアファーマティブ・アクション的なものを許容するのかどうかという論争が出てくるからである。

（５） 少数意見（二）

実は、ストレコゾフ判事とは対極的にヴィトルーク判事の少数意見が言語保有資格の規定について合憲を導き出している。ヴィトルーク判事が依拠しているのは、ロシア連邦憲法の第3章「連邦構造」のうちロシア連邦および連邦構成主体の権限分割を規定したところである。その前に、ヴィトルーク判事は、憲法裁判所の法的立論が本件に関して投票権（能動的選挙権）と被選挙権の違いを解消してしまっていると批判する。ロシア連邦憲法では、選挙システムおよび選挙権について詳細に、広範に規定しているわけではないが、ロシア連邦大統領に選ばれることができるのはロシア連邦に10年以上居住していて35歳以上の市民（第81条第2項）という形で、ロシア連邦憲法自体が投票権と被選挙権を区別していることに注意を促す。

そして以下のように言う。ロシア連邦憲法第77条によればロシア連邦構成主体（共和国など）の国家権力機関の選挙システムの決定は当の構成主体に権限が属し、連邦構成主体はその国家権力機関の選挙に際して、居住年限や言語の知識を含めて被選挙権の条件を定めることができる。また、ロシア連邦憲法では、連邦構成主体の国家権力機関における市民の投票権および被選挙権の範囲を定めておらず、それについて連邦の法律が定めるという規定もないため、それらは連邦構成主体の憲法において自主的に解決されるべきである。さらにロシア連邦憲法第76条第4項・第6項によると、ロシア連邦の管轄およびロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄事項を

除く事項は、連邦構成主体の固有の法的規制に属し、それにしたがって公布される連邦構成主体の法規と、連邦法との間に、不一致がある場合、連邦構成主体の法規が効力を有すると規定されている。

またヴィトルーク判事は、ロシア連邦憲法第5条第2項から、連邦構成主体の憲法（共和国に関して）や憲章（通常の州や地方などの行政単位に関して）に、ロシア連邦憲法と並ぶ構成的（制憲的）、定立的要素を見出している。そして連邦構成主体の具体的な憲法規定がロシア連邦憲法に適合しているかどうかの審査は、その論争事項に関する規定をロシア連邦憲法が定めている場合にのみ可能であって、連邦構成主体における市民の投票権および被選挙権の条件について、ロシア連邦憲法は呈示していないという。

（前述したように）ロシア連邦憲法は第19条で法の下での平等や言語を含む一連の指標による権利および自由の制限を禁じ、第55条第3項は、人と市民の権利および自由が憲法体制、モラル、健康、他人の権利と法律的利益、国防、安全保障を擁護する目的の程度においてのみ、連邦の法律によって制限され得ることを規定している。同憲法においてロシア連邦の大統領候補者についての被選挙権に年齢や居住の条件を課されていることが権利の制限とみなされないのに、ロシア連邦の構成主体において類似の条件を課されることが、なぜ上記の憲法規定に反するとみなされるのか、理解できない、とヴィトルーク判事は言う。そして、上記の第55条第3項ゆえに連邦構成主体は、その国家権力機関における被選挙権の制限はできないという立場（前述したストレコゾフ判事がそのような立論を用いている）に関しては、そもそも第55条第3項は、ロシア連邦の管轄およびロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄における憲法的権利と自由に対して及ぶのであり、連邦構成主体固有の管轄事項については、連邦構成主体の憲法および憲章の許容する範囲内で人と市民の権利および自由が、当該構成主体の法律によって制限され得るとみなす。

このような議論を経た上で、ヴィトルーク判事は、バシコルトスタン共和国の憲法および大統領法が大統領候補にロシア語と並んでバシキール語

の取得を課していることについて、憲法裁判所の判決の論理（国家語としての地位の未確定、言語法の未採択ゆえに合憲・違憲を判断できない）を批判する。すなわちバシキール語を共和国の国家語として規定することと、共和国の大統領候補にロシア語と並んでバシキール語の取得を要求することとの間には、直接的な主従関係があるわけではないとする（つまり国家語の地位を確定しないと大統領候補に言語取得要件を課せない、ということにはならない）。言語取得要件は共和国を代表する最高位の公務員への資格条件であり、なおかつその要求は、民族的帰属を問うものではない。そしてそれはロシア連邦憲法およびバシコルトスタン共和国憲法によって課されたバシコルトスタン共和国大統領の職務遂行に必要な不可欠である。また、バシキール語は、バシコルトスタン共和国の新憲法が採択された1993年12月以前の旧憲法（1978年に採択されたバシキール自治ソビエト社会主義共和国憲法の改正条文からなる憲法）の中で共和国の国家語として規定されていたのであり、バシキール語の使用は、バシコルトスタン共和国のいくつかの現行法（裁判所関連の法律）でも規定されている。したがって、憲法裁判所の判決が、合憲、違憲の判断を停止したことは容認できず、むしろ合憲性の推定が働くべきだとヴィトルーク判事は言った。

（6） 若干の問題点

バシコルトスタン共和国の大統領候補に対する言語取得要件をめぐる憲法裁判は、判決や二人の判事の少数意見がくっきりと分かれており、非常に興味深い。判決は、前述したようにやや不整合と思われる点もないわけではないが、バシコルトスタン共和国憲法における国家語の未確定、言語法の未採択をもって、合憲・違憲の判断を差し控え、必要不可欠な国家語の地位の決定および立法による大統領候補への言語取得要件の可能性を示唆した。共和国の立法権に対する介入の、一種の自己抑制でもあるだろう。

少数意見のうち、ストレコゾフ判事のものは、法の下での平等や、憲法体

制を擁護する上での必要不可欠な、連邦法による以外の権利の制限の禁止を重視した点で注目に値するが、ロシアにおける言語集団間の非対称的な関係やロシア連邦憲法に現れる多民族性のファクターを軽視しているように思われる。それに対して、ヴィトルーク判事のものは、ある種の「民族自決」あるいは言語的平等を、連邦構成主体の権限というロジックを用いつつ、間接的に重視しているようにも伝わってくる。もっとも、このような意見の分歧は必ずしも「個人的権利」重視vs.エトノスの「集団的権利」重視、という図式ではない。ストレコゾフ判事が個人の市民的権利の不可侵性を重視しているということはわかるが、かといってヴィトルーク判事が、それに対抗して「エトノス」の「集団的権利」あるいは「自決」ということを引き合いに出しているわけではない。ヴィトルーク判事の場合、あくまでも選挙権（投票権）と被選挙権の区別を前提にした上で、そのことに関する連邦構成主体の権限の一つとして共和国の大統領候補に対する言語取得要件を正当化しているのである。民族名を冠した連邦構成共和国の代表機関はあくまでも「デモス」であり、「エトノス」の排他的支配は不可能である。

もっとも、ストレコゾフ判事やヴィトルーク判事の少数意見以外に、第三の意見があり得るとするならば、それは、ロシア連邦憲法および共和国の憲法に現れる多民族性の重視や「民族自決」との関わりで連邦構成共和国の国家語制定権を読み込み、連邦構成共和国単位での一定の言語的自決を正当化するという論拠であろう。むろん、その場合でも、ロシア語はすでにロシア連邦全土の国家語であるわけだから、それを排除した単一の民族言語のみの支配が許されるわけではない。

もっとも、元来、ロシアの連邦制度は、どちらかというところ「非対称的な連邦」 *asymmetrical federation* であって、共和国や自治管区、州、地方など雑多な構成主体からなる。ロシア連邦憲法では、形式的にはそれらの連邦構成諸主体は権限において「平等」であると宣言されているが、共和国は他ならぬ憲法制定権をもち国家語制定権をもっていることも、ここでは

重要な意味をもつ。むろん、共和国以外の通常の州や地方も何らかの言語立法を策定して公用語を定めることもできる。しかし共和国の国家語制定権というのは、ロシアの連邦制の文脈でいうと、ある種特別の意味をもっていて、それはタイトル民族を中心とした言語的自決ということである。もとを正せば、ロシア連邦構成共和国は、ソビエト政権初期の時代に樹立された民族的ファクターに規定された自治共和国や自治州であり、そこでは言語的平等化、母語の権利の実現、民族間の人口比率を考慮した人員登用などが重視されたのである。現代ロシアの連邦制は、良かれ悪しかれソビエト連邦制の遺産をひきずっている。

またロシア連邦言語法（91年10月採択、98年6月改正）は、その前文で、「国家は、ロシア連邦の全領土において、諸民族の言語の発展、ならびに二言語主義および多言語主義を促進する」とある。これは、ロシア連邦においては、ロシア語プラス連邦構成共和国のタイトル民族の言語プラス（場合によっては）その他の少数民族の言語、ということになろう。「二言語主義」あるいは「多言語主義」を促進するためには、連邦構成共和国の最高位の公職者に複数の国家語の取得要件を課すことも理にかなっているとも言える。そもそも「二言語主義」や「多言語主義」を可能にするためには、既存の言語間関係の人為的調整が必要となるからである。それは特定の「エトノス」の所属にもとづいた差別ということではないであろう。

もっとも、ひとくちに言語取得要件といっても、大統領候補ではなく、議員に関してはどうかであろうか。ロシア連邦上下院レベルでは、ロシア語で議事が行なわれるが、ロシア連邦言語法では、共和国の国家語およびその他のロシア連邦諸民族の言語での発言が認められていて、通訳が介され得ることが規定されている。また同法では、連邦構成共和国の国家権力機関では、ロシア語と並んで共和国の国家語が使用され得ると規定されている。また個別の言語法を採択している連邦構成共和国は、おおむね議会における複数の国家語の使用を規定しており、場合によっては母語による発言の権利といった規定を置いている場合もあり、あらかじめ議員に何らか

の言語保有資格を課するというケースはみられない。

大統領も議員も市民の選挙で選ばれることには変わらないが、執行権力の長である元首としての大統領に言語取得要件を課すということと、議員にそれを課すことを同列には位置付けられないであろう。議員にまで言語保有取得要件を課すことは、公正な代表という理念を著しくゆがめる危険性があり、国家語以外の第三の言語を母語とするような少数民族の権利の侵害ともなる。

6 まとめにかえて

本稿で検討したように、エストニアにおいては、単一の国家語であるエストニア語の保護が憲法的正当性をもつとされた上で、憲法では直接規定されていない議員（国会議員および地方議員）のエストニア語取得が「民主主義」的に正当化されている。すなわち憲法的法律である国会議員選挙法および地方議員選挙法において、その基準を定めることが可能とされたからである。ただし民間人の業務に関しては、同様に国会がエストニア語取得を課すことに、「憲法的な権利および自由」の見地から一定の歯止めがかけられている。ただし、そうした権力の不干渉も、「公益」や「消費者保護」の見地から、無制限ではない。このように、一定の歴史的文脈をもちつつエストニア語の保護と運用に優越性を置くことを、いわば「エスノデモクラシー」と言い得るかどうかは別にして、エストニアは、中央集権的な共和政体の下で、なおかつロシア語住民の「帰化」者も増加しつつあることを考慮に入れた上で、「統合型デモス」を通じた支配的「エトノス」の浸透をはかっていくものと思われる。そのような傾向は、前述したように、エストニア「人民」で始まる憲法の前文が、エストニア「民族およびその文化」の維持をうたっているところに良かれ悪しかれ顕在化しているとも言える。また、エストニアは、単にソ連時代に端を発する民族的被害者感情の裏返しというのみならず、近年の「グローバリゼーション」の中

での小国の言語の保護を訴えていくことになるだろう。

他方、「多民族からなる人民」で始まり、「諸民族の自決と同権」すら掲げているロシア連邦憲法は、複数国家語制をもつこととあいまって、「多元・共存型デモス」の概観をもっているが、ロシア語の優越性はゆるぎない。その上、旧ソ連諸国や東欧におけるロシア語の地位や需要の低下、「グローバリゼーション」における英語の影響力拡大により、ロシアではロシア語の保護や地位の向上のためのプログラム⁽⁴⁷⁾などが組まれるなど、「大ロシア」的ナショナリズムの兆候が見え隠れする。そうであるがゆえに、連邦構成共和国のタイトル民族の「言語的自決」や各地に散らばっている少数民族民族の「民族的文化自治」、がいつそう尊重される必要があることにもなろう。本稿で検討した憲法裁判の判決では、合憲・違憲の判断が示されなかったことが共和国の立法権への一定の配慮を意味するとみなすこともできるが、判事の少数意見の分岐にみられたように、法の下の平等や権利の制限の禁止といった一般原則と、連邦制を媒介とした共和国の国家語制定権の下で一定の言語取得要件を課すこととの関係が理論的には未決着である。

いずれにせよ、エストニアやロシアの事例は、西欧で発生した立憲主義国民国家の「デモス」と「エトノス」の弁証法が、旧ソ連諸国において、いかなる矛盾となって顕在し、またそこでいかなる理論的課題が残されているかを照らし出すものである。

(47) ロシア政府は、1996年7月23日に「連邦特別プログラム〈ロシア語〉」を認可した。